

長野家裁による差別判決を破棄し、部落差別による離婚請求を棄却することを求めます

一、長野家裁において、一二月一日に行われた「平成21年（家ホ）第40号離婚請求事件」の判決は、部落差別による離婚請求を認めた、断じて許すことのできない差別判決です。東京高裁は、この差別判決を、ただちに破棄してください。

二、この離婚請求の真の理由は、部落差別にあります。東京高裁は、事件の核心である部落差別について徹底的に審理、解明し、部落差別による離婚請求を棄却してください。

三、東京高裁は、人権の砦としての裁判所の責任を全うし、憲法の精神に立った審理を行ってください。

氏名	年齢	住所

東京高等裁判所 第14民事部
裁判長 殿

大阪府東大阪市荒本2-14-5
部落解放同盟全国連合会
電話06-6787-3018
取り扱い団体